

事例から学ぶ！

パワハラ防止法対策セミナー

令和4年4月から中小企業も対象

2020年にパワハラ防止法【改正労働政策総合推進法】が施行され、いよいよ中小企業において2022年4月1日から、職場におけるパワーハラスメント防止措置が事業主の義務となります。本セミナーでは、ハラスメントの基本を正しく理解し、具体的な事例から、中小企業が取り組むべき対策をわかりやすく解説いたします。

開催情報

- 日 時：令和3年12月8日（水） 13:30～15:00
- 場 所：岩見沢平安閣 岩見沢市5条東2丁目
- 定 員：30名 ※受講料無料
- 締 切：令和12月2日（木）※下記の申込書よりFAXでお申し込み下さい

社会保険労務士

講師 望月 英詞 氏

大学卒業後、ホームセンター、GMS(総合スーパー)などの小売業界で、接客及び店舗運営業務に従事。平成14年、望月社会保険労務士事務所を開業。令和2年7月、セントラル法令オフィス共同代表に就任

主催：岩見沢商工会議所
岩見沢地方中小企業相談所
共催：公益社団岩見沢地方法人会
北海道中小企業団体中央会空知支部

= お問い合わせ先 =

岩見沢商工会議所 中小企業相談所
(岩見沢市1条西1丁目)
TEL：0126-22-3445
FAX：0126-22-3441

講座内容

- ① ハラスメントの基本的な考え方
 - パワハラ防止法の概要
 - ハラスメントの現状
 - 職場におけるハラスメントとは
- ② パワーハラスメント
 - パワハラ6類型
 - 事例パワハラと正当な指導の違い
- ③ ハラスメント予防のために
- ④ 個別相談

参加申込書

FAX0126-22-3441

事業所名

業種

参加者氏名

(役職・氏名)

TEL